

高知県新事業チャレンジ支援事業費補助金 Q & A（令和5年7月7日時点）

■ 補助対象者

質問	回答
1 会社とは何を指すのか。	・会社法上の株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、有限会社を指します。
2 個人事業主は対象となるか。	・対象となります。 ・公募要領に記載の「個人」は個人事業主を指します。
3 フリーランスで活動しているが補助事業者となるか	・上記の個人事業主に該当する方は対象となります。
4 対象外となる業種はあるか。	・除外している業種はありません。ただし、宗教法人、政党、農業・漁業・森林組合協同組合（連合会）、消費生活協同組合（連合会）、信用金庫（連合会）など、一部対象外となる法人がありますので、詳細は公募要領をご確認ください。
5 士業法人（弁護士、税理士、行政書士等）は対象となるか。	・士業法人は会社とみなしますので対象となります。
6 農家など1次産業系の事業者も対象となるか。	・対象となります。ただし、1次産業を行う事業は対象となりません。2次産業又は3次産業の事業で申請してください。
7 農業法人は対象となるか。	・会社、農事組合法人とともに対象となります。
8 医療法人は対象となるか。	・医療法に規定する社会医療法人は対象となります。
9 特定非営利活動法人（NPO）は対象となるか。	・対象となります。
10 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律に基づく事業を営む者も対象となるか。	・風営法第2条第5項及び同条第13項に定める「性風俗関連特殊営業」及び「接客業務受託営業」を行う事業以外は対象となります。 ・風営法第2条第5項及び同条第13項に定める「性風俗関連特殊営業」及び「接客業務受託営業」を行う事業を営む事業者については、当該事業を停止して、対象外事業以外の新たな事業を行う場合は補助対象となります。
11 みなし大企業は国の補助金では対象外だが対象となるのか。	・対象となります。
12 大企業の子会社は対象となるか。	・法人として別に登記がされていれば、対象となります。
13 申請できるのは県内に本社がある場合のみか。	・高知県内に本社又は主たる事業所（支社や営業所、工場等）がある場合、対象となります。
14 フランチャイズのコンビニは対象となるか。	・対象となります。 ・ただし、再構築枠の場合は再構築要件に、一般枠の場合は新たな取組要件に合致した事業内容である必要があります。
15 地方自治体等の指定管理を受けている施設に関する事業は対象となるか。	・以下の要件を両方満たす場合は、対象となります。 ①地方自治体等との指定管理契約で、赤字が出た場合でも地方自治体等が補填しない取扱いとなっている。 ②対象となる経費が、地方自治体等の保有する財産の効用や価値を増加させない（＝最終的な所有権が地方自治体等でない）ものである。 ※例えば、 地方自治体等の保有する建物の改修 ⇒ 対象外 施設で販売する新たな製品開発に必要な機器 ⇒ 事業者が保有するものは対象
16 事業の実施場所は高知県内でないといけないか。	・事業の実施場所に制限はありません。 ・ただし、本社が県外の事業者については、県内事業所の取組のみが対象となります。
17 子会社が業態転換する際、親会社が申請できるか。	・子会社が申請者になります。 （連結決算をしている場合には、親会社が申請して主たる事業実施場所を子会社とすることも可能ですが、その場合は親会社が付加価値額を増加する必要があることに加え、補助事業に係る財産管理等も含め、すべての責任を負っていただく必要があります。）
18 持株会社は対象となるか。	・対象となります。ただし、50%超の議決権を有する子会社は同一法人とみなします。
19 補助対象外となっている、専ら資産運用的性格の強い事業とはどのような事業か。	不動産賃貸、駐車場経営、暗号資産のマイニング等です。
20 補助対象外となっている、その他要件を満たさない事業とはどのようなものがあるか。	交付要領や公募要領に示す要件を満たさない事業のほか、法令に違反する及び違反する恐れがある事業並びに消費者保護の観点から不適切であると認められる事業についても対象外となります。
21 感染症等の影響期間においては高知県内に事業所等はなかったが、申請時に高知県内に事業所等があれば、申請は可能か。	感染症や原油高騰等により経済的な影響を受けた県内事業者を支援する趣旨の補助金であり、当該影響期間に県内事業者ではない（県内に事業所等がない）事業者の申請は認められません。

R5.4.17
追加